

入 札 説 明 書

令和6年1月19日
京 都 府 教 育 庁
指 導 部 高 校 教 育 課

令和6年度英語指導助手民間派遣業務に係る入札公告(令和6年1月19日付け京都府教育委員会ホームページに公表。以下「公告」という。)に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公 告 日 令和6年1月19日
- 2 契約担当者 京都府教育委員会教育長 前川 明範
- 3 担当部局名 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁第3号館4階
京都府教育庁指導部高校教育課
電話 (075)414-5815 / FAX (075)414-5847
- 4 入札に関する事項
 - (1) 業務の名称及び数量
令和6年度英語指導助手民間派遣業務 一式
 - (2) 業務の仕様等
仕様書のとおり
 - (3) 契約期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
 - (4) 納入場所
仕様書のとおり
- 5 契約条項を示す場所
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁第3号館4階
京都府教育庁指導部高校教育課
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等
 - ア 交付期間
令和6年1月19日から令和6年2月7日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)とする。
 - イ 交付方法
 - (ア) 原則として、アの期間に、京都府教育委員会ホームページ(<http://www.kyoto-be.ne.jp/koukyou/cms/>)の入札情報からダウンロードすること。
 - (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に、(1)の組織に問い合わせの上、

入手すること。

6 入札に参加することできない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

7 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の 1 月 1 日をいう。）において、直前 2 営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

エ 過去 5 年以内に当該業務と同種の業務を行ったことがない者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者

(ア) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(2) 一般競争入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

8 資格審査の申請手続

入札に参加を希望する者は、京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に審査申請書及び(2)に掲げる添付書類（以下「申請書等」という。）を次のとおり、提出し、入札参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書等の交付場所等

ア 交付場所
5 の(1)に同じ。

イ 交付期間
5 の(2)のアに同じ。

(2) 申請書等の提出場所等

ア 提出場所

5の(1)に同じ。

イ 提出期間

5の(2)のアに同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 添付資料

審査申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、京都府の一般競争入札参加資格認定名簿登載事業者については、同名簿登載通知の写しの提出をもって、(2)のアからオまでに掲げる添付書類の提出に代えることができる。

ア 法人にあっては商業登記事項証明書の写し、個人にあってはその者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書

イ 府税納税義務者にあっては、府税納税証明書

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書

※ イ及びウについては、発行日から3箇月以内のものに限り、写しの提出も可とする。

エ 審査基準日の直前の2営業年度に係る営業経歴書及び営業実績調書

オ 法人にあっては審査基準日の直前の営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し

カ 過去5年以内の同種の業務に係る実績一覧

キ 取引使用印鑑届

ク 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書の写し

ケ 返信用封筒（第一種定型郵便物の封筒に住所、氏名を記入し、84円切手を貼付したもの）

(3) 資料等の提出

申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(4) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

9 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、令和6年度英語指導助手民間派遣業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

10 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、10による資格審査の結果を通知した日から令和6年3月31日までとする。

12 申請書記載事項の変更

申請書等を提出した者（9の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を教育長に届けなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 法人の所在地
- (3) 法人にあつては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあつては、氏名
- (5) 取引使用印鑑

13 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（6又は7(1)のアからオまでのいずれかに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると教育長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

14 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、2年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことにより、その資格を取り消され、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理

人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知するものとする。

15 質問の受付・回答

入札者は、入札説明書及び仕様書、契約書案並びにその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員（以下「関係職員」という。）に対して質問書（別紙様式）により説明を求めることができる（質問事項がない場合は、「なし」として質問書を提出すること。）。質問書の記入方法については別紙「質問・回答について」を参照し、記載すること。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。また、質問書及び回答書は、仕様書の一部として、入札条件となる。

(1) 質問書の提出場所等

ア 提出場所

5の(1)に同じ。

イ 提出期間

5の(1)のアに同じ。

ウ 提出方法

持参、郵送又はFAX並びに電子メールのいずれかの方法により提出すること。

(2) 回答書

ア 回答日時

令和6年2月15日（木）予定

イ 回答方法

電子メール、FAX等により回答

16 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和6年2月29日（木）午後1時30分

イ 場所

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁第3号館4階相談室C

(2) 入札の方法

ア 入札書は持参又は郵送するものとし、電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代理者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなくてはならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「令和6年度英語指導助手民間派遣業務入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印すること。なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がない場合で直ちに再度の入札を行うときは、この限りでない。

エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。ただし、郵送による入札の参加があった場合において、

当該郵送による入札者又は代理人が開札に立ち会わなかった場合にあっては、再度入札は別途期日を定めて行うものとする。

カ 一般競争入札参加資格審査結果通知書（第8号様式）又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届（別紙様式3）を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 郵送による入札方法

ア 提出先 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁第3号館4階
京都府教育庁指導部高校教育課

イ 受領期限 令和6年2月28日（水）

ウ その他

(ア) 郵便の種類は、書留郵便とする。

(イ) 封筒は、二重封筒とし、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、封筒表に「令和6年度英語指導助手民間派遣業務入札書在中」と朱書きするとともに、一般競争入札参加資格審査結果通知書又はその写しを同封し、京都府教育庁指導部高校教育課あての親展とする。

(ウ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(5) 提出された入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(6) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 入札者は、仕様書等を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として意義を申し立てることはできない。

(8) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(10) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときには、直ちに再度の入札を行う。

なお、郵便入札により再度入札を送付したものを除き、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(11) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する者の入札は、無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者（失格者を含む）は、再度の入札に参加することができない。

ア 6及び7に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者のした入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額・氏名・印鑑及び重要な文字が誤脱し、若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者のした入札

カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(12) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、この入札に係る落札者の決定は、令和6年度予算の京都府議会の議決を条件とし、令和6年4月1日付けで行うこととする。

イ なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

17 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

18 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

19 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号、第3号又は第7号に該当する場合は、免除する。

20 契約書の作成の要否

要する。（別紙契約書案により作成するものとする。）

21 その他

(1) 1から20までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないこ

とが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。

- (3) 当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと、又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。
- (4) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求のあった場合はこれを提出しなければならない。
- (5) 本入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (6) 本件は、令和6年度当初予算が京都府議会において議決されることを前提とするもので、議決されない場合は、契約を行わないものとする。